

事業用地等マッチング事務取扱要綱

（目的）

第1条 この事務取扱要綱は、県内に立地を希望する企業と物件情報提供者間のマッチングを行うことを目的とする。

（定義）

- 第2条 この要綱において「物件情報」とは、工場、倉庫、事務所等の事業活動の用に供するため売却または賃貸を予定している土地または建築物についての情報をいう。
- 2 物件情報を提供する情報提供者（以下「情報提供者」という。）は、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）及び公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部（以下「不動産協会」という。）に加入している宅地建物取引業者をいう。
- 3 立地希望企業は、山梨県内への立地を希望する企業をいう。

（情報提供の申請）

第3条 立地希望企業は、この事業による物件情報の提供を受けようとするときは、物件情報提供依頼申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）により知事に申請しなければならない。

（物件情報提供の依頼）

- 第4条 知事は、第3条の申請書の提出があったときは、物件情報問い合わせ票（様式第2号）を宅建協会及び不動産協会に送付し、物件情報の提供を依頼する。
- 2 前項の場合において、知事は、宅建協会及び不動産協会に対し立地希望企業の名称、所在地、その他企業が特定される情報を提供しないものとする。

（物件情報の収集）

- 第5条 宅建協会及び不動産協会は、第4条第1項の規定により依頼を受けた場合、物件情報提供書（様式第3号）により情報提供者から物件情報の収集を行う。
- 2 前項の場合において、宅建協会及び不動産協会が収集する物件情報は、情報提供者所有の土地または建築物及び情報提供者が売買または賃貸借の媒介契約を締結している土地または建築物に限る。

（物件情報の報告）

第6条 宅建協会及び不動産協会は、第5条第1項の規定により収集した物件情報を知事が指定する期限までに、物件情報報告書（様式第4号）に様式第3号を添付し知事へ報告する。

(立地希望企業への通知)

第 7 条 知事は、第 6 条の規定による報告を受けたときは、物件情報通知書（様式第 5 号）により立地希望企業に通知する。

- 2 前項の場合において、第 6 条の規定により宅建協会及び不動産協会から同一の物件情報について報告を受けたときは、最も価格が安価な物件情報のみを通知する。なお、価格が同一であるときは、最も早く収集されたもののみを通知するものとする。

(立地希望企業による交渉)

第 8 条 立地希望企業は、知事から第 7 条第 1 項の規定により通知のあった物件の購入または賃借を希望するときは、直接、情報提供者へ連絡し交渉を行う。

(状況報告)

第 9 条 知事は、立地希望企業に対し、土地または建築物の交渉状況について報告を求めることができる。

- 2 立地希望企業は、第 7 条第 1 項の規定により通知された物件情報の土地または建築物の売買契約もしくは賃貸借契約が成立した時または成立の見込みがない時は、その旨を交渉結果報告書（様式第 6 号）により知事に報告しなければならない。

(守秘義務)

第 10 条 県はこの事業の実施に関して知り得た情報を、情報提供者または立地希望企業の同意なく他に漏らし、または他の目的に使用してはならない。

- 2 宅建協会及び不動産協会並びに情報提供者は、この事業の実施に関して知り得た情報を、立地希望企業の同意なく他に漏らし、または他の目的に使用してはならない。
- 3 立地希望企業は、この事業の実施に関して知り得た情報を、情報提供者の同意なく他に漏らし、または他の目的に使用してはならない。

(責任の範囲)

第 11 条 県並びに宅建協会または不動産協会は、立地希望企業と情報提供者との間の立地に関する交渉、契約その他の行為について一切の責任を負わない。

- 2 立地希望企業及び情報提供者は、当該企業が立地を行うに当たり適用を受ける都市計画法、建築基準法、工場立地法その他の関係法令について責任をもって確認しなければならない。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 23 日から施行する。

様式第 1 号

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

物件情報提供依頼申請書

下記条件に該当する物件情報を提供願います。

希 望 地 域	
希 望 物 件	土 地 ・ 建 物
希 望 土 地 面 積	m ² ～ m ²
用 途	工場・倉庫・事務所・物流センター・その他
購 入 ・ 賃 借	購入 ・ 賃借 ・ どちらでも可
特 記 事 項	(水使用量、電気使用量、通信環境、接道、取得希望時期など)
担当者連絡先	(担当部署、担当者、連絡先、メールアドレスなど)

様式第 2 号

平成 年 月 日

御中

山 梨 県 知 事

物件情報問い合わせ票

下記条件に該当する物件をご紹介します。

	問い合わせ番号	
希 望 地 域		
希 望 物 件	土 地 ・ 建 物	
希 望 土 地 面 積	m ² ～ m ²	
用 途	工 場 ・ 倉 庫 ・ 事 務 所 ・ 物 流 セ ン タ ー ・ そ の 他	
購 入 ・ 賃 借	購 入 ・ 賃 借 ・ ど ち ら で も 可	
特 記 事 項	(水使用量、電気使用量、通信環境、接道、取得希望時期など)	
回 答 期 限		

山梨県産業労働部成長産業推進課
企業立地担当
TEL : 055-223-1472
FAX : 055-223-1569
MAIL : seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp

様式第 3 号

平成 年 月 日

御中

商号又は名称
住 所
代 表 者 名
連 絡 先

物件情報提供書

		問い合わせ番号									
基本情報	所在地										
	現況		地目								
	敷地面積		建築構造								
	建築・延床面積		建築年次								
	売却・賃貸の別		希望価格・賃料								
	接道状況										
	引渡可能時期										
土地利用規制等	都市計画法	市街化区域	市街化調整区域	非線引き	区域外						
	用途地域	工専	工業	準工	商業系	住居系	未指定				
	建ぺい・容積率	／									
	その他										
取引態様		売主・貸主				代理	媒介（	一般	専任	専属専任	）
備考											

※別紙として位置図、写真等の資料を添付

受付日時	平成 年 月 日	AM・PM	時 分	受付 No	
------	----------	-------	-----	-------	--

様式第 4 号

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

協会長名

物件情報報告書

要綱第 6 条に基づき、次のとおり物件情報をとりまとめたので報告します。

	問い合わせ番号	
物件情報の有無 有 (件) ・ 無 ※詳細は別添のとおり		

様式第 5 号

様

山 梨 県 知 事

物件情報通知書

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、事業用地等マッチング事務取扱要綱第 7 条の規定により通知します。

情報提供者名	所在地	面積

※詳細については、別添資料をご確認ください。

※物件についてのお問い合わせ及び交渉等については、情報提供者へ連絡をお願いいたします。

様式第 6 号

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住所

会社名

代表者名

印

交渉結果報告書

要綱第9条第2項に基づき、交渉結果を報告します。

成立または見込み 有 無	有 ・ 無
有の場合	購入 ・ 賃貸 (所在地)
無の場合	他の物件情報の提供 希望する ・ 希望しない